

國學院大學學術情報リポジトリ

〔特別寄稿〕 教育開発推進機構10年略史

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 新井, 大祐 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002140

教育開発推進機構10年略史

新井 大祐

はじめに

平成21（2009）年4月1日に発足した教育開発推進機構は、平成31年4月1日をもって開設10周年を迎えた。

10年と言えば“十年一昔”との謂いもあるように、一つの組織としては相応の期間を歩んできたと言え、無論、それほどの期間があれば、それを取り巻く種々の積み重ねや移ろいがある。

そこで小稿では、発足以来、本機構において任に当たってきた者の一人として、本機構の歩みを振り返り、その“積み重ね”と“移ろい”の大略を記し留めておくこととしたいと思う。

とは言え、同機構は発足10年を経た平成30年度末段階で教育開発センター、共通教育センター、学修支援センター、ランゲージ・ラーニング・センター（LLC）、教職センターの5つのセンターを擁していたのであり、これら5つのセンターが推進してきた個々の事業や企画の詳細等について、今、それら全てを述べる紙幅を筆者は持たない。従って、これらの個別の活動や関連トピックスについては、機構の発足以来刊行を続け今に至る本『紀要』や広報誌『教育開発ニュース』、あるいは本機構 Web ページにおいてその都度紹介・公開しているため、今は大方をそれらに譲ることとし、小稿では主に組織的な変遷や機構全体に係る重要事項についての粗々を述べ、責を塞ぐこととしたい。

なお、この10年間については、その区切り方に苦慮するところではあるが、ここでは、発足以前の動向を確認した後、以降、発足当初（平成21年度）、次いで平成22（2010）年度～平成25（2013）年度の4年間を「前期」、平成26（2014）～30（2018）年度の5年間を「後期」として、やや大きな枠組みをもって稿を分かつこととしたい。

発足以前—発足に至る経緯—

先述の通り、平成21年4月1日に本機構は発足したわけであるが、それ以前の成立に至る動向については、筆者は当時、学部教育とは些かその性質を異にする研究開発推進機構に所属する教員であったため、リアルタイムで詳らかに知ることはなかった。しかし、筆者が発足時に本機構の教員として着任するにあたって受領した設立経緯に係る資料によれば、その正式な出発点としては、平成19（2007）年11月に開催された全学教授会において、

(1) 同機構を設置すること、(2) 平成21年4月をもって発足すること、が承認されたことに遡ることが理解される。

その際の資料「「教育開発推進機構」設置に向けて」には、「設置の目的」として以下が掲げられている。

現在、私立大学が社会や入学者（志願者）から最も求められている喫緊の課題は、大学の個性を生かした教育力をいかに発揮させるかである。多様・多元化した入学者を円滑に大学教育になじませ、入学者の志向性や需要に即した付加価値をつけ、社会人としての基礎力を身につけた人材として社会に送り出すことが求められている。従来、研究機関として認識されてきた大学が、改めて教育機関であるとの認識を持ち、その力を高めることが強く求められている。そのためには、各構成員が教育にそれぞれの持てる力をいかに配分し発揮するか、新たな社会的需要に教員の能力をいかに開発するかの工夫と努力が問われている。そうした大学における教育力の向上を企図し、組織的取り組みを促す、教育の開発推進を担う組織の構築が求められている。ここに提案する「教育開発推進機構」は、その具現化の施策として考えられた。また、今般改正された「大学設置基準」（平成19年7月31日付政令）には、教育力の強化への組織的研修と研究が義務化され、それへの対応も急がねばならない。

ここでは、当時の大学を巡る「教育」機関としての社会的ニーズの高まりが打ち出されているが、そこに至る一つの端緒として、平成10年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」や、それに伴って翌11年9月に「大学設置基準」においてFD（Faculty Development）の努力義務化がなされるなどの大学（高等）教育改革の推進の潮流、さらには本機構設置準備期間と同時期に中教審において大学教育再構築の議論が進められていたこと（平成20年12月「学士課程教育の構築に向けて」答申として結実）や、末部に掲げられている“FD義務化”への動きなどが強く意識されたものであることが推察されよう。

次いで、この全学教授会における承認を受け、翌20年4月には担当副学長を委員長として、教務部長や各学部等代表者、教学事務部職員などから構成される「教育開発推進機構」設置準備室委員会が立ち上げられている。以降、平成21年度の発足を目指してほぼ毎月の会議が開催されるとともに、別途ワーキング・グループが置かれ、その理念や課題、組織構成、職務、人員配置、関連規程案などについての議論と準備が進められた。

そして、その過程において当初構想に対する修正や調整もなされ、組織構成としては教育開発センター・共通教育センター・学修支援センターの3つのセンターを置くこと、また専任教員を配置すること、などが決定している。

以上の経過を経て、最終的には平成21年1月開催の全学教授会において、同委員会がとりまとめた機構に係る諸規程案の審議・承認がなされ、これをもってその開設が確たるものとなった。

なお、各センターの背景について些かを述べれば、まず教育開発センターについては、

それ以前に設置されていた「國學院大學FD委員会」を前身としている。同委員会は、委員長を教務部長として各学部の教務委員によって構成され、教員の教育能力向上や授業改善、研修、設備改善・教材作成支援などを所管しており、その所管事項の概ねが教育開発センターに継承されることとなった。

これに加え、同センターは、教員評価制度実施検討委員会が平成19年度より行ってきた教員活動に関する評価、とりわけ「教育活動」の点検・評価に関する事項（アンケート実施等）をも継承することとなった。

次いで共通教育センターは、やはりそれ以前に教務部委員会を母体として設置されていた、全学の共通教育（教養総合カリキュラム）についての連絡・調整を行う「教養総合カリキュラム委員会」を前身としているが、同センターへと転換するにあたり、（同センター委員会が）審議機関としての役割を担うこととなった。

これら2センターに対し、学修支援センターにおいては前身となる明確な組織は存在しないが、教務部がその多くを担っていた学業不振者への対応をはじめ、各部局の関連業務を移管したり、やはり発足以前に設置されていた、学内の関係部局選出委員で構成する「障害学生支援委員会」の所管事項を吸収したりする形で発足している。

なお、設置当初の各センターの従事事項としては、以下の通り各センター規程の第2条に「業務」として明示されている。

1. 教育開発センター（教育開発センター規定第2条（平成21年4月1日施行時。以下同じ））

- （1）教員の教育能力開発に関すること
- （2）教育方法及び授業方法等の改善に関すること
- （3）シラバスの改善及び運用に関すること
- （4）メディア教材の活用と作成に関すること
- （5）TA及びSAによる授業運営の支援に関すること
- （6）学修成果の評価に関すること
- （7）教員の教育活動に対する評価に関すること
- （8）教育に関する公的資金に関すること
- （9）その他教育開発に関すること

2. 共通教育センター（共通教育センター規定第2条）

- （1）ミニマムリクワイアメントの策定と運用に関すること
- （2）教養総合カリキュラムの策定、運用及び評価に関すること
- （3）初年次教育、リメディアル教育の調査、研究及び開発に関すること
- （4）外国語教育の調査、研究及び開発に関すること
- （5）日本語の教育の調査、研究及び開発に関すること
- （6）副専攻の策定及び運用に関すること
- （7）教職・資格課程のカリキュラムの策定、運用及び評価に関すること

- (8) コア・コンピテンシーの養成に関する事
 - (9) その他共通教育に関する事
3. 学修支援センター（学修支援センター規定第2条）

- (1) 修学相談に関する事
- (2) 修学状況に関する調査及び研究に関する事
- (3) キャリア形成支援に関する事
- (4) 基礎学力の測定に関する事
- (5) 初年次教育及びリメディアル教育の運用に関する事
- (6) 障害のある学生の支援に関する事
- (7) メンタル・ケアに関する事
- (8) その他学修支援に関する事

また、機構全体の運営に関しては機構長を委員長とし、学長、教学担当理事、各センター長、各学部副学部長、事務局長等で構成される運営委員会を、また各センターの運営にあたっては、各学部及び本機構や事務局関連部署から選出される教職員の委員によって構成する各センター委員会を置き、各委員会における審議及び確認を経て事業等を進める体制が規定された。

教育開発推進機構の発足—平成21年度—

平成19年11月の全学教授会から1年を超える準備期間を経て、平成21年4月1日に、平成19年度発足の研究開発推進機構と相並ぶ、学部とは異なる教員組織である「機構」として教育開発推進機構（教育開発センター・共通教育センター・学修支援センター）が発足した。

その設置の趣意・目的は前掲の通りであるが、これをさらに端的に示したのが、「教育開発推進機構規程」（以下「本則」と称す）の第2条である。すなわちそこには、

（設置の趣旨）

第2条 本機構は、「國學院大學21世紀研究教育計画」に基づき、本学の教育力向上と教養教育に関する調査・研究に取り組むとともに、全学並びに各学部における人材育成の支援を行うことを目的とする。

とあり、これらを実現するための内部組織として3つのセンターが設置されたのである。

そして、この発足に伴い、人的整備としては、本来的には正副機構長及び3つのセンター長の計5名が要されるところであるが、機構長と教育開発センター長を兼務として赤井益久文学部教授、副機構長と共通教育センター長を兼務として加藤季夫人間開発学部教授、学修支援センター長として柴崎和夫人間開発学部教授の計3名が、学長の指名を受けてその任に着くとともに、本機構の兼任教員として配置された。なお、機構長の任期は4年、副機構長・各センター長は2年の定めであった（平成30年度中に「本則」を改正し、令和

元年度より機構長の任期も2年と改められた)。

また、各センターの事業に従事するため、4名の特別専任教員(以下、「特任教員」)の助教が配置された。そのうち筆者を含む2名は、すでに平成18年度より日本文化研究所附置の研究開発推進センター(平成19年度より研究開発推進機構内の一機関)において研究事業及び研究実務に従事してきた特任教員であり、当初は両機構の併任という形で着任し(後に併任を解消し、本機構専任教員として移籍)、他の2名は新任であった。これら4名は、教育開発センター2名、共通教育センター1名、学修支援センター1名という形で配置され、機構全体のマネジメントやそれぞれのセンターにおける調査・研究及び企画運営を推進する体制が整備された。

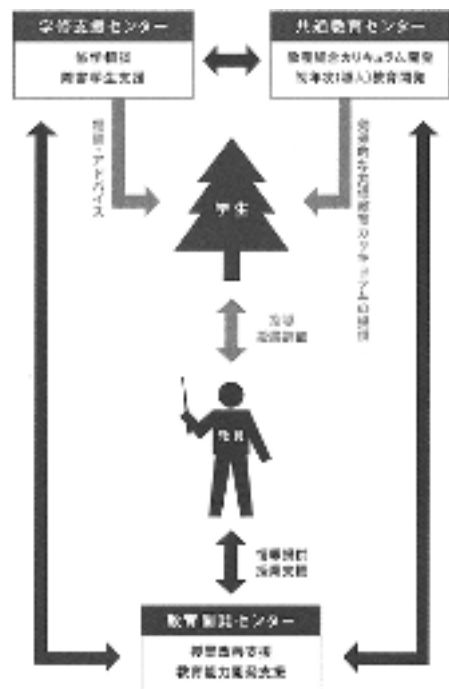
これに加え、事務体制としては、教学事務部教務課が同機構の事務を所管することとなり、後(同年9月)に、教務課員3名が専従する体制が取られることとなった。

さらに、これら各センターとは別に、運営委員会の元に機構長を委員長として、教育開発センター委員の他、各センター長や教務部長などによって構成される「國學院大學FD推進委員会」を別途設置している。ここでは、教育開発センターよりもさらに全学的なFD事業、すなわち、全学向けに開催するFD講演会や授業評価アンケートなどを検討・運営することとなった。その後、同委員会が所管する任務は教育開発センターへと移管され、同委員会は平成24年度いっぱいをもって廃止されている。

他方、施設面としては、発足当初は渋谷キャンパス若木タワー8階の中央スペース部分(現、会議室07)を使用することとなった。

その後、同年9月に3号館が竣工したことにより、組織の理念や目的に照らして「学生が頻繁に行動する範囲の内に存在すべき」との考えもあり、同館3階の3311教室が機構本部(3センター)、3306教室が学修支援センター相談室(学生等の相談窓口)として整備され、同所に移設して教職員が常駐する形に至った。

ところで、この頃、機構及び各センターの位置付けや役割について機構内で改めて整理を行い、これを端的に示したものとして、右の図がある。設置翌年の22年5月発行の入学案内における本機構の紹介に際して作成したものであるが、本機構及び各センターの担う「教育力向上」「人材育成」とは、畢竟、本学学則第1条「本学は神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論並びに応用を攻究教授し、有用な人材を育成すること」をいかに実現するか、すなわち、学



生に対し、学力を中心とした諸種の能力や素養をいかに伸張させ、有為な人材として社会に輩出するか、ということに尽きるのであり、そのためのアプローチのイメージを学生を「若木」に見立てて図示したものである。各センターは、それぞれ個別・固有の役割を有するものの、いずれも良質な教育と学修環境の提供の支援を通じて「有為な人材を育成する」ことを最終目的としていることが理解されよう。

加えて、それらを達成するために求められるところが、前掲の「本則」第2条に掲げられた目的の第一義たる「教育力向上と教養教育に関する調査・研究」である。つまり、これらの調査・研究の成果をもって実際の人材育成策へと活かし、繋げていくことが本機構としての最大の任であると言える。これを受け、やはり発足から間もなく本機構に求められた機構名の英訳作業においては、その基本的理念や目的を一層明確に打ち出すことを企図した。その結果、「教員による「教授」と学生による「学修」を進展させるための調査・研究機関」として、現在も本『紀要』背表紙や、大学Webページ英語版等に掲げている「The Institute for the Advancement of Teaching and Learning」と定めたのであった。

以上、新設組織として、その運営に係る大小様々な事項の整備作業を機構長・センター長のもとで進めつつ、これに合わせ、各専任教員やセンター委員会ではそれぞれ定められた理念を具現化するための業務への従事を開始した。この頃着手した主な課題としては、1) 学士課程教育における外部資金獲得のための申請支援に関する学内体制の整備と、文部科学省大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム（大学における教育の質保障の取組の高度化）への申請2件（教務部・経済学部）の申請作業及びヒアリング対応に対する支援、2) 学生による授業支援システム＝SA（スチューデントアシスタント）制度の検討・試行、3) 教育活動における教員評価アンケート検討・実施、4) 3つのポリシーの再検討、5) 共通教育カリキュラムの検討、6) 修学相談による学生の学修能力・意欲向上、等が掲げられる。

このうち、とりわけ意を注いだ喫緊の課題が、(4)の3つのポリシー策定である。前述の通り、機構設置準備期間は、中教審による大学再改革の議論の時期と重なっており、発足より3ヶ月を遡る平成20年末には「学士課程教育の構築に向けて」答申が公表された。本答申は“学士課程答申”と称され、その後の平成20年代から現在に至る、我が国における種々の高等教育改革の根幹となる構想であるが、この中で改めて強く意識され、打ち出されたのが「3つのポリシー」であった。これを受け、機構としては「3つのポリシー」に関する基礎的な調査・研究を進めるとともに、主として教育開発センターが中心となり、全学及び一部学部におけるモデルを作成し、それらを各学部へ提示し、検討・策定を促すという役割を担った。

他方、本機構の目的の一つである「建学の理念を具現化した教育体制の構築」についても、重要なテーマとしてその検討に取り組み、翌年度の本機構主催による仏教・キリスト教などの宗教系大学における建学の精神（ミッション）に関する教育体制について報告・議論するためのシンポジウムの開催を決定し、その準備を進めた。

前期—平成22年（2010）度～25（2013）年度—

以上のような発足初年度を経て、2年目となる22年度からは、より実質的・実効的な調査・研究や企画運営に着手していくこととなった。

同年10月には、新たに学修支援センターを担当する特任教員1名が採用され、以降の数年間は5名の教員と機構担当を主務とする3～4名の教務課員の教職協働による体勢のもとに事業の推進がなされた。

機構全体としては、各教員が他機関で開催される研修やワークショップなどへ積極的に参加して個々のスキルアップや各種情報の収集・分析に努めるとともに、それらの機会に知遇を得た高等教育プロパーとの人的ネットワークの構築を進めた。とりわけ、高等教育研究について先進的な立場にあった立命館大学を中心として立ち上げられた「全国私立大学FD連携フォーラム（JPFF）」への加盟と同フォーラムが開催する研修への参加は、本機構における「FDワークショップ」立ち上げに際して講師派遣を得るなど、FD事業進展の重要な契機となった。

さらに前述の通り、成果の公開・社会還元のための事業として、平成23年2月には第1回目の教育開発シンポジウム「『建学の精神』の過去・現在・未来」を、その翌々年の25年2月には、大学創立130周年記念事業の一環として第2回「私立大学における学士課程教育と教養教育のこれから」を催行した。なお、同シンポジウムはその後ともテーマを変えながら隔年で開催されることとなり、平成30年度まで計5回を実施するに至った。

他方、各センター等においては、教育開発センターやFD推進委員会では、新任教員研修の再構築や授業運営スキル向上のためのワークショップ創設、教員の教育活動自己評価Webシステム「K-TeaD」の開設、学部FD推進事業の導入、授業評価アンケート実施及び結果利活用のさらなる充実策検討、共通教育センターでは初年次教育に関する調査研究や教養総合科目の改訂の検討（「建学の精神」を具現化した科目創設検討）、学修支援センターでは障がいを持つ学生に対する支援策としての在学学生によるノートテイク制度運用や、専門的資格を有する「学修支援アドバイザー」の配置、などの各種施策の推進・導入が図られ、機構発足以前からの教学に係る諸課題への対応を進めていった。

なお、この間、発足当初の機構長であった赤井教授が、平成23年4月より任期半ばで学長に就任したことに伴い、機構長以下、執行部の改編が要されることとなった。その結果、それまで副機構長・共通教育センター長であった加藤教授が機構長・教育開発センター長に、学修支援センター長の柴崎教授が副機構長・共通教育センター長へと移行する形でそれぞれ就任し、学修支援センター長には笹生衛神道文化学部教授が着任し、新たな体勢のもとで機構運営が進められることとなった。さらにその後、平成25年度からは学修支援センター長に東海林孝一経済学部准教授が就任している。

後期—平成26（2014）年度以降—

こうした中、発足から5年を経た平成26年度以降、機構は大きな転換期を迎える。

すなわち、その一つが、平成26年4月のランゲージ・ラーニング・センター（LLC）の開設である。

当初、同センターは、新たに国際交流活動等を推進・開発するための機関開設の構想において、その中の主要部門として設置する方向性が検討されていた。しかし、その後、同機関自体の開設は見送られたものの、国際交流や語学学修支援を推進するセクションの必要性が認められ、最終的に本機構内の一つのセンターとして設置することが決定した。これを受け、平成25年度の後期より関連規程の整備や人員配置の検討など本格的な設置準備を進め、平成26年1月開催の全学教授会において同センターを設置する旨の本則の改正が承認され、大久保桂子文学部教授をセンター長として26年4月1日の開設をみるに至った。

同センターの主たる任務は、外国語学修支援、とりわけ、課外活動（自主学修、海外留学、国際交流活動）を中心とした外国語（英語・中国語）学修のサポートであり、そのための調査・研究や、課外外国語講座の企画・運営などが業務として定められた。

なお、その運営にあたっては機構内の旧来のセンター同様、専任の教員を配置することとなったが、設置当初は、平成22年の着任以来学修支援センターを担当していた教員1名をLLC担当として配置転換し、また、これに併せ機構において初めての教員公募を行い、その結果10月より1名の特任教員が着任した。さらに設置翌年の平成27年度にも公募を行って特任教員1名を採用、同年度10月以降は専従の教員3名（英語担当2名、中国語担当1名）による運営体制が構築された。

同センターは、渋谷キャンパスにおいては学修支援センター相談室内に設置され、事務の取り扱いについてはその内容に鑑み、従来の3センターの事務所管部署であった教務課とは別して、国際交流事務部国際交流課を所管部署として運営する体制が敷かれた。

その一方、たまプラーザキャンパスにおいては、同年11月に1号館1階304教室を改装の上で「LLC YOKOHAMA Office」を開設して、学生の自主学修のための設備や資料などを配置し、LLC担当教員が利用学生の対応にあたる形をとった。

以降、LLCは平成30年度末に廃止されるまで、英語学習eラーニングシステム『NetAcademy2』（株式会社アルク）の導入・運用、語学学修相談、語学検定試験の実施や対策講座運営、ネイティブ講師との会話スペース設置など、国際交流活動や課外語学学修支援事業の推進にあたった。

他方、既存のセンターにおいても、発足よりすでに5年を経過し、その間、当初想定されていなかった業務の移入・新設などもなされ、また、センター間における業務の一部重複や、観念的・抽象的で現実的な業務に反映させるのが困難な任務も見受けられたため、3センター規程の職掌部分に関し、実態に即した見直しを図った。とりわけ、学修支援センターにおいては、6年後の2020年開催の東京オリンピックへの対応や、本学が東日本大震

災復興支援のための大学間連携事業「東北再生「私大ネット36」」幹事校となったことなどから、学内におけるボランティア支援セクション設置が望まれ、結果、同センターが受け皿となってその元に「ボランティアステーション」を設け、ボランティアコーディネーターを配置の上、本学が実施するボランティア活動への支援や、学外諸機関からのボランティア情報発信等にもあたることとなった。

また、共通教育センターにおいては、前年度までの教養総合カリキュラムの改訂の検討を終え、新たな科目群の運用を始めた。すなわち、“國學院らしさ”を追求した日本文化体験型授業である「國學院科目」と、当時、大学教育に対して強く求められていた“能動的学修”、すなわち自ら課題を発見し解決する力や他者と協働して進める力などを育成するアクティブラーニング中心の科目群「教養総合演習」を新設し、機構としても幾つかの講座を受け持ち、専任教員がそれらの授業を担当する体制も敷かれた。

以上に次いで、翌平成27年度は、組織の強化・拡充が進められた年であった。

まず一つ目は、「基礎日本語」科目の運営である。すなわち、それまで文学部日本文学科において運営がなされていた学生の日本語リテラシーを養うための科目の一部を機構へと移管し、これをより強化・伸張させる任が課せられたのである。このため、26年度中に同科目の実際の運営・実施からマネジメントまでを担当する教員の公募を行い、その結果、特任教員2名を採用することが決定し、27年度4月より着任した。これらの教員は、従来の本機構の専任教員が調査・研究・開発を本務として配置されていたのとは異なり、機構が開講する講座（授業）の担当を主たる目的として採用された教員であった。

次いで、人間開発学部においては、当時、教職志望の学生の教育実習指導や教育ボランティア・インターンシップ活動の支援、さらに地域協定校との連携等を担当する教育実践総合センターの人手不足とそれに伴う専任教員の負担増が一つの問題となっていた。このため、本機構において、学修支援策の一環として教員3名を採用の上、教育実践総合センターへの出向という形でその支援を進めることとなった（翌年度にさらに1名が採用された）。

さらにもう一つは既存の3つのセンターの強化である。

前述の如く、平成25年段階では5名の専任の教員が3センターにおける調査・研究や企画運営に従事していたが、26年度より1名がLLC担当へと移り、再び発足当初の4名が既存センターの運営を担う体制となったが、しかし、5年間の事業推進の中で業務の新設や移入などもなされており、さらなる教育力向上を担う機関としての発展のためにはより一層のマンパワーの投入が必須であった。そこで、教育学分野から、高等教育開発（FD開発支援・教学IR）やカリキュラム設計等を専門とする者1名、学修支援・リメディアル教育等を専門とする者1名の計2名の特任教員の公募を行い、選考の結果、2名の採用が決定し、着任した。

また、こうしたセンター新設や教員の増加等への対応のため、「各センターの相互連携等、本機構の業務運営に関わる実務を統括する」（本則8条）ことを担う役職として、機構長

により専任教員の中から指名される「主任」職を設置した。

他方、こうした教員組織としての機構の拡充に対し、それに対応するため事務組織の改組も行われた。前述の通り、本機構においては、平成21年度発足以来の3つのセンターについては教務課が、26年度開設のLLCについては国際交流課が事務を所管し、とくに前者については明確かつ厳格にその担当者を定め、3号館の機構内に教員と共に常駐・就業する体制が取られていた。

しかし、発足5年を経て機構の実務についてその独立性・専門性が進んだこと、また、後述の如く、平成24年度には教職センターが開設され、教務課としてそちらにも別途専従の事務担当を配置しており、要するに教務課という一つの課でありながらも機構・教職センターという2つのセクションにおいては、それぞれが内容の異なる専門的な業務を取り扱うという状況を呈していたこと、さらに、当時の学長による教職センターの機構への組み入れに關しての強い意向があったことなどから、教務課から明確に切り分けた新たな教学事務組織設置の検討が進められた。その結果、教務課、大学院事務課に次ぐ教学事務部の3つ目の部署として、従前の機構担当と教職センター担当を統合した教育開発推進機構事務課を設置することとし、4月よりその業務が開始された。

以上により、平成27年4月1日段階では、教員組織である機構については、教育開発センター3名、共通教育センター3名(うち2名は「基礎日本語」科目担当)、学修支援センター2名、LLC2名、さらに人間開発学部の実践総合センター出向者3名という計13名の専任教員(4名)・特任教員(9名)を擁する組織となり(さらに同年10月からは公募によるLLCの英語担当の特任教員1名が着任)、さらに、その事務所管専従部署として職員10名を擁する教育開発推進機構事務課が設置された。

こうして、その拡充が飛躍的に進んでいく中、翌28年度にはさらなる改編がなされている。

すなわち、教職センターの改組(組み入れ)である。

話は遡るが、平成23年4月に着任した赤井学長の「教職の國學院の復活」という強い意向の下、主として渋谷キャンパスで展開する中等教育の教員免許状取得・教職就業を目指す学生への支援の支援を行うセクションの設置準備が進められ、その結果、同年11月の全学教授会において教職センターの開設が決定され、翌平成24年4月、3号館3階の本機構に隣接する3310教室に教職センターが開設されたのであった。

ただし、同センターは専従の教員を置かず、センター長として本学専任教員1名を充て、それ以外は教務課内の一セクションとして担当課長及び担当職員と、教職経験がある顧問若干名を置くのみであり、各学部等及び部局から選出される委員で構成される教職センター委員会によって運営される組織であった。さらに、同委員会のもとに「教職課程カリキュラム専門委員会」「教育実習・介護等体験実習専門委員会」「教職就業支援専門委員会」「教員免許状更新講習専門委員会」の4つの専門委員会が置かれ、これら教職センター委員会及び専門委員会によって決定した事項に關して、基本的には教職センター担当教務

課員が実務を進めるという体制であり、「学部」や「機構」という教員組織とは異なるセクションという位置付けによる発足・設置であった。

ちなみに、同センター設置に伴い、本機構としては、従前共通教育センターの役割とされていた教職課程のカリキュラムの策定、運用及び評価に関する事項については、これを教職センターの任務として移管している。

その後、改めて学長から、同センターを本機構に組み入れ、教員組織である機構内の一センターとして運営する旨の方針が打ち出された。これを受け、平成27年度より機構長に就任し、同時に教職センター長を兼務していた柴崎機構長の元、同センターと機構においてその改組に関する調整及び手続きを進め、最終的に平成28年7月開催の全学教授会において、同センターを機構の一センターとする旨の本則の改正と、機構内の既存の各センター規程との整合性を持たせた同センター規程の改正、さらに従前の教職センター委員会規程の廃止が承認された。

以上をもって、平成28年10月1日より、教職センターは機構内の一センターとなり、機構は5つのセンターを擁する組織として運営されることとなった。

なお、この間、共通教育センターにおいては、教養教育に関して極めて大きな改編の検討が進められている。すなわち、それまで学部専門教育と対をなす本学の共通教育は「教養総合科目」という名称及びカリキュラム構成によって運用がなされてきたが、その抜本的見直しがなされ、その結果、平成29年度からは従前の「教養総合カリキュラム」は、「國學院科目群」「汎用的スキル科目群」「専門教養科目群」「総合科目群」の4つの科目群から構成される「共通教育プログラム」へと改められ、その運用が開始されることとなった。

加えて、これらとほぼ並行して、同センターに対しては英語教育の強化に関する施策検討も課されており、平成29年4月にはこれらを担当する特任教員2名が新たに着任し、従前の英語教育カリキュラムについて見直しが図られることとなった。

そして、平成29年10月には、開設10年という大きな節目を迎えるにあたり、学長より、機構及び各センターの在り方を見直す旨の方針が示され、その後、平成30年度にかけておよそ1年間の検討の結果、先述の英語教育強化施策の一層の充実を図るため等の理由により、(1) 正課外の外国語学修の開発・推進を担うLLCについては平成30年度いっぱいをもって廃止すること、(2) 正課の英語教育強化のためのカリキュラム開発や授業運営、さらには外国語学修支援や英語検定試験実施などLLCの事業の一部を継承しつつ、英語教育全般の統括を担う「英語教育センター」を平成31年度より開設すること、が、平成31年3月開催の全学教授会において最終的に決定したのであった。

ちなみに、この間の平成30年3月には、21年度の発足以来本機構が置かれていた3号館から、新たに百周年記念館1階に移設がなされ、現在に至っている。

現在の機構—結びに代えて—

こうして、平成21年度に3つのセンターと4人の特任教員によって発足した機構は、その後、様々な改編や画期を経て、令和元年の今日現在、発足時から継続する教育開発センター・共通教育センター・学修支援センター、平成24年に開設され平成28年度に機構内に組み入れられた教職センター、さらに本年度4月から新たに開設した英語教育センターという5つのセンターと、13人の専任・特任教員、さらにその事務を所管する事務組織として教育開発推進機構事務課を備える一機関として歩んでいる。

加えて、本年度からは野呂健文学部教授が機構長・教育開発センター長・教職センター長に、捧剛法学部教授が共通教育センター長に、また久保田正人本機構特任教授が英語教育センター長に着任し、従前より副機構長並びに学修支援センター長を務める東海林孝一准教授とともに新たな体制のもと、10年間に亘る教育力向上のための調査・研究等によって蓄積された成果や経験をもとに、各教員がその担うべき任務・事業の推進に取り組んでいる。

すなわち、機構全体としては、昨年度まで学修支援センターの所管であった、学生に対する課外ライティング講座である「アカデミック・スキルズ講座」を機構の本体事業の一つへと昇華させ、主として調査・研究を担当する教員全員で講座を分担する体制を構築するとともに、図書館との連携を進めながら内容及び開講方法の一層の充実を図っている。

また、教育開発センターでは兼任講師を含めたさらなるFDの充実、共通教育センターでは「共通教育プログラム」や「PCAP（全学共通実践的キャリア開発プログラム）」の検証と円滑な運用、学修支援センターは前年度に同センターが中心となって策定された「國學院大學 障がい学生支援に関するガイドライン」に基づき、障がい学生等に対する全学的支援のハブ機関としての役割の充実、英語教育センターでは英語教育カリキュラムの検証・開発や英語学修支援をはじめ、学生のみならず教職員へ向けた英語支援サービスとして「英語ヘルプデスク」を開設するなど、機構・各センターともに、従前の事業の継承のみならず、その発展に努めているのである。

以上、極めて雑駁ながら、本機構の組織的変遷に係る事項を中心に、発足から現在に至るその10年間の軌跡を振り返ってきた。

発足以来、本機構に身を置き、その変転を目の当たりにしてきた者としては、なおも書き留めたいことも多々あるが、紙幅の都合もあり、今は「略史」ということでひとまず筆を置くこととしたい。

参考資料1 正副機構長、各センター長一覧

年度	機構長	副機構長	教育開発センター長	共通教育センター長	学修支援センター長	LLC長	教職センター長	英語教育センター長
H21・22	赤井益久 教授	加藤季夫 教授	赤井益久 教授	加藤季夫 教授	柴崎和夫 教授		田嶋 一 教授 (H24)※	
H23・24	加藤季夫 教授	柴崎和夫 教授	加藤季夫 教授	柴崎和夫 教授	笹生 衛 教授			
H25・26		柴崎和夫 教授	加藤季夫 教授	柴崎和夫 教授	東海林孝一 准教授	大久保桂子 教授 (H26)	田嶋 一 教授 教授※	
H27・28	柴崎和夫 教授	東海林孝一 准教授	柴崎和夫 教授	大久保桂子 教授	東海林孝一 准教授	菅 浩二 准教授	柴崎和夫 教授、 柴崎和夫 教授 (H28)	
H29・30		東海林孝一 准教授	柴崎和夫 教授	大久保桂子 教授	東海林孝一 准教授	樋口秀美 教授	柴崎和夫 教授	
R1現在	野呂 健 教授	東海林孝一 准教授	野呂 健 教授	棒 剛 教授	東海林孝一 准教授		野呂 健 教授	久保田正人 教授

※職位は着任当時のもの

※改組前

参考資料2 教育開発推進機構専任・兼任教員数一覧

年度	専任						専任 小計	兼任					兼任 小計	総計
	教授		准教授		助教			教授	准教授	講師	助教	助手		
	専任	特任	専任	特任	専任	特任								
H21 (2009)	0	0	0	0	0	4	4	3	0	0	0	0	3	7
H22 (2010)	0	0	1	1	0	3	5	3	0	0	0	0	3	8
H23 (2011)	0	0	1	1	1	2	5	3	0	0	2	0	5	10
H24 (2012)	0	0	1	1	1	2	5	3	0	0	0	2	5	10
H25 (2013)	0	0	2	1	0	2	5	2	1	0	0	1	4	9
H26 (2014)	0	0	3	1	0	2	6	3	1	0	0	0	4	10
H27 (2015)	0	1	4	4	0	5	14	2	2	1	1	0	6	20
H28 (2016)	0	2	4	4	0	5	15	2	3	0	1	0	6	21
H29 (2017)	1	4	4	3	1	2	15	6※	2	0	1	0	9	24
H30 (2018)	0	5	5	2	0	3	15	6※	2	0	0	0	8	23
R1 (2019)	2	3	6	1	0	1	13	6※	1	0	0	0	7	20

(人数は各年度の最大人数)

※内特任1名